

お知らせ

年末の交通安全町民総ぐるみ運動
マナーアップ!
あなたが主役です

問総務課 ㊦(57) 4128

㊦12月11日(月)～31日(日)

運動の重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底及び「反射材の効果的な着用」の推進

平成30年農業用免税軽油に係る申請について

問栃木県税事務所

軽油引取税調査担当

㊦0282(23)6882

農業委員会事務局㊦(57)4109

(耕作証明書について)

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度は、野木町役場(新館2階大会議室)で申請を受け付けます。受付日時等は次のとおりですので、交付を希望する方

は、ご確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区および受付会場

受付日	受付時間、対象地区		受付会場
平成30年 1月12日(金)	9時～ 11時30分 共同・受委託	13時～ 15時30分 共同・受委託	栃木県庁 小山庁舎 福利厚生棟2階
平成30年 1月23日(火)	9時30分～ 11時30分 友沼学区 (松原含む)	13時～ 15時 南赤塚学区 (丸林西含む)	野木町役場 新館2階 大会議室
平成30年 1月24日(水)	9時30分～11時30分 野木学区 佐川野学区		

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。

※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。

※右記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

2. 申請の際に持参するもの

- ①免税軽油使用者証
- ②印鑑
- ③免税軽油の引取り等に係る報告書

※新規申請以外の方

(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証原本)を添付。

④使用者証更新手数料420円

⑤耕作証明書

※新規申請及び耕作面積が変更になった場合

(使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。)

注意事項

- ①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ②平成30年の一括交付では、地方税法の規定により、農業等

に係る免税制度については現在平成30年3月31日までの経過措置となっております。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になりません。

③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

人権標語

けんかして
 ごめんねいよ
 すぐなかなおり

野木小学校

海老沼

穂乃香

(平成29年度人権啓発カレンダー掲載作品審査会での優秀作品から選出したものです)